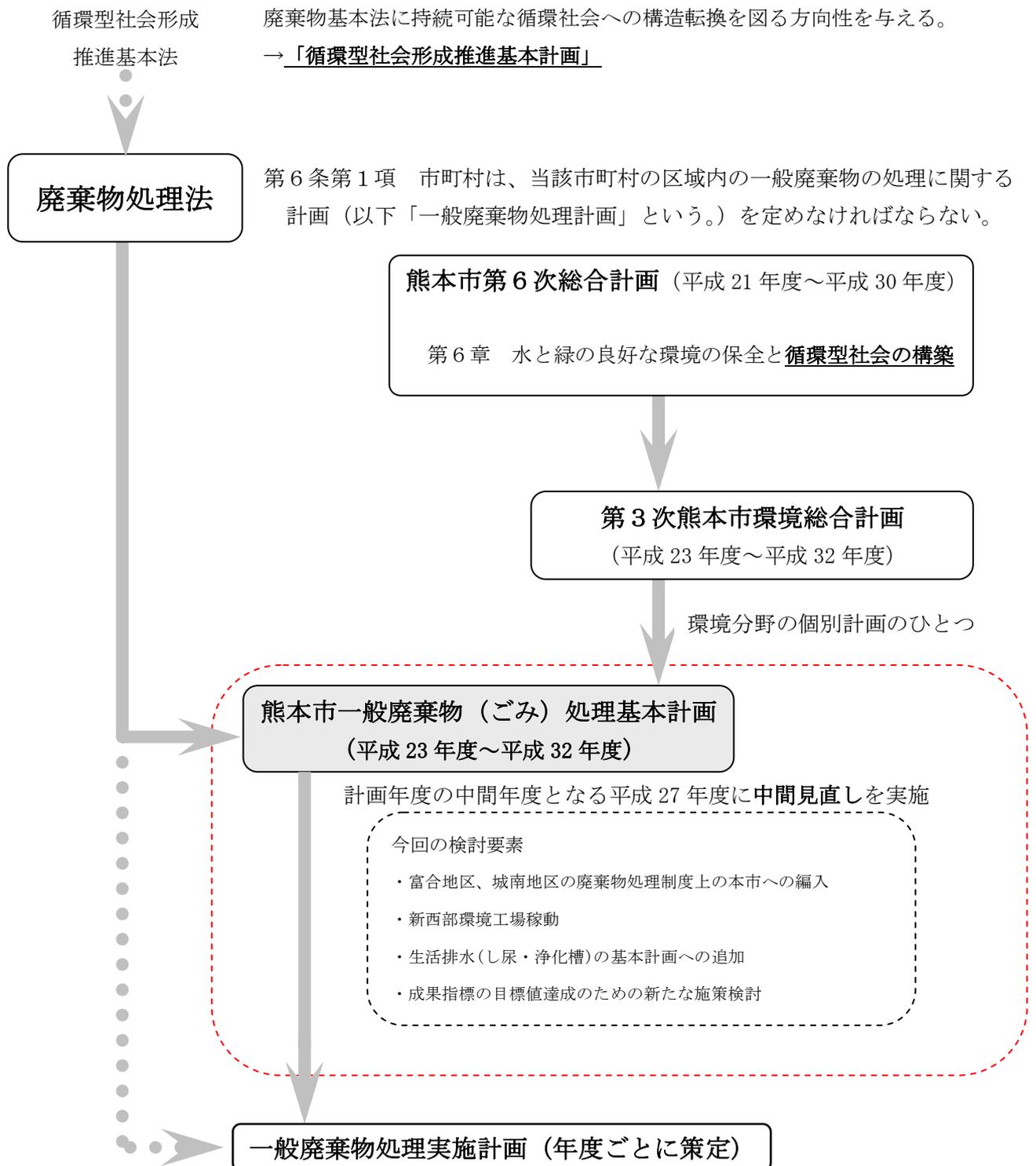


一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

本市では、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の計画期間とした「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定しており、計画期間の中間年次に当たる今年度、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化等を考慮し、計画の見直しを行うもの。

○一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の位置付け



○熊本市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画概要

熊本市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画概要は下記のとおりとなります。

【基本理念】

「市民・事業者・行政の三者協働により、ごみを出さない、資源を生かす循環型社会の構築を目指します。」

基本方針1

「ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働を推進します。」

1. 環境学習・環境教育の充実

- 市民・事業者の環境学習の機会と内容の充実
- 教育機関等との連携による環境教育の推進
- 環境学習・環境教育のためのひとつづくり、組織づくりと拠点の充実

2. 市民・事業者の自主的活動の促進

- 3Rにつながる市民・事業者の自主的活動を促す啓発の充実
- 地域におけるごみ減量・リサイクルに関する活動の推進
- ごみ減量・リサイクルに関する優れた活動の評価

3. 市民・事業者への情報提供

- ごみに関する様々な情報提供の充実
- 広報媒体の積極的活用
- ごみゼロコールやリサイクル情報プラザの情報発信機能の充実

基本方針2

「発生抑制・再使用・再利用の取組を促進します。」

1. 発生抑制(リデュース)の促進

- 発生抑制につながる消費行動の実践への啓発の強化
- 発生抑制につながる事業活動(製造・流通・販売)の実践への働きかけ

2. 生ごみの発生抑制とリサイクルの促進

- 家庭からの生ごみの発生抑制に関する啓発や助成の充実
- 地域特性に応じた生ごみリサイクル事業の実施
- 事業所からの生ごみの発生抑制やリサイクルに関する働きかけ

3. 再使用(リユース)の促進

- 再利用可能な容器包装の利用促進
- リサイクル情報プラザにおける不用品提供の取組の強化
- 市が収集している大型ごみの再使用のしくみづくり

4. 再生利用(リサイクル)の拡大

- 家庭ごみの分別の徹底
- 新たなリサイクル対象品目の追加に向けた調査等の実施
- 事業ごみのリサイクルに関する啓発指導の強化
- 焼却灰のリサイクルの実施

5. 集団回収・拠点回収の充実

- 集団回収活動の活性化のための制度の見直し
- 拠点回収による収集量増加のためのしくみづくり

6. 再生品の使用拡大

- 再生品(リサイクル資源を原材料とする製品)の利用拡大のための情報提供

7. 行政による率先行動

- 市施設から発生するごみの発生抑制・再使用・再生利用の率行的な実施
- グリーン購入法に基づく再生品の利用の促進
- 国や県などの行政機関による率先行動への働きかけ

基本方針3

「適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立に努めます。」

1. 収集運搬体制

- 適正かつ効率的なごみ収集運搬体制の確立
- ごみステーション細分化に向けた取組
- 国や県などの行政機関による率先行動への働きかけ

2. 中間処理体制

- 東部及び西部環境工場の計画的改修による延命化
- 西部環境工場代替施設の整備
- 民間リサイクル施設との連携
- 環境負荷の低減を考慮した処理

3. 最終処分場

- 扇田環境センターの第2期工事による処理容量の確保
- 焼却灰のリサイクルによる延命化
- 適正な埋立処分による環境負荷の低減

4. その他

- (1) 不法投棄等への対策
 - 不法投棄の未然防止・早期発見のためのパトロールの強化
 - 資源物の持ち去り行為を取り締まるためのパトロールの強化
 - 警察等の関係機関との連携
- (2) 災害ごみ対策
 - 災害廃棄物の処理に関するマニュアル等の充実
 - 廃棄物関係の業界団体との連携の強化

目標2 適正なごみ処理の実施

目標1 ごみの減量とリサイクルの推進

熊本市一般廃棄物処理基本計画中間見直し骨子(案)

1 富合地区・城南地区を含めた将来予測の見直し

富合、城南、植木の各町と合併した際、一般廃棄物の処理については当面の間、各町が所属していた「地方公共団体の組合」の取り決めに従い行うこととしていたことから、本市の一般廃棄物処理基本計画策定時には対象としていなかった。しかし、富合、城南の両地区については広域連合を脱退し、平成 26 年度から本市の制度に統一されたことから、今回両地区を含めた中間見直しを行うこととした。なお、植木地区については現在も引き続き山鹿植木広域行政事務組合において一般廃棄物の処理を行っており、今回の中間見直しの対象とはしないが、今後も適切な一般廃棄物の処理方法について事務組合並びに構成市と協議を行っていく。

2 新西部環境工場稼動に伴う新たな役割の付与

平成 28 年 3 月より本格稼動する当工場は、本来の廃棄物処理施設としての役割に加え、新たに「ごみ」が効率よく「エネルギー」に変わることを体験できる施設や太陽光発電や小水力発電など、エネルギー・環境の先端技術等を総合的に体験できる施設を整備し、来訪する市民に資源リサイクルの実践を促すための環境教育の場としての役割がよりいっそう与えられるとともに、従来は埋立処分していた飛灰から金属を取り出し、リサイクルするという本市初の取組も行われる。

3 生活排水（し尿・浄化槽）の基本計画への追加

現在の本市の一般廃棄物処理基本計画には生活排水（し尿・浄化槽）は含まれていないことから、今回の中間見直しにあわせて基本計画内へ追加する。

4 目標達成のための新たな施策の検討

現在、熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中には計画の達成状況をはかるため、成果指標が 5 本、参考指標が 3 本設けられている。これらの指標の各数値は目標値に向けて推移しているものの、基本計画最終年度までにその達成は厳しい状況であることから、富合地区・城南地区を含めた将来予測の見直し後、目標値を達成するために既存の施策の強化や新たな施策の検討を行う。

なお、成果指標のうち事業ごみの処理量と年間のごみ埋立処分量については、富合・城南両地区分も含むことになるため目標値の再設定を行う。

